

品川区金融機関調査会設置要綱

制定 平成14年1月15日

改正 平成19年4月 1日

(設置)

第1条 品川区が保有する公金を、确实かつ有利な運用に資するため、金融機関の安全性等の調査・研究することを目的とし、品川区金融機関調査会（以下「会議」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 会議は、金融機関の経営状況等について調査・研究する。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長および委員をもって構成する。

2 会長は会計管理者をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は企画部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 委員は、公認会計士、格付会社で格付業務を行う者および弁護士をもって充てる。

(召集)

第4条 会議は必要に応じ会長が召集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会長は、会議を招集するとき、会議の日時、場所および議題を定め、委員に通知しなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、会計管理室が担当する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年1月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。